



消費生活

サポーター通信

令和8年度第7号(令和8年10月発行)

今月のテーマ

フィッシング 詐欺に注意!



事例

- ・普段利用しているクレジットカードの会社名で「ポイントを還元するので、受け取りの手続きをしてください」というメールが届いた
- ・ポイントが無駄にしたくなかったため、メールに記載されたURLからアクセスし、**カード番号やパスワードなどを入力した**
- ・その後、カード会社から4万円の利用通知が届き、カード会社に連絡すると**フィッシング詐欺の被害に遭ったことがわかった**
- ・カード機能は停止してもらったものの、返金はできないと言われ、困っている



アドバイス

- メール等に記載されているURLは詐欺を疑い、クリックせずに必ず**正規のサイトや正規のアプリからアクセスしましょう**
- IDやパスワードは**使いまわさず**、漏れた可能性がある場合は、**すぐに変更しましょう**
- クレジットカードやキャリア決済の**利用明細はこまめに確認**し、フィッシングサイトなどへ情報を入力したと思ったら、すぐにカード会社に連絡し、カード機能を停止してもらいましょう



メールのURLは
クリックしない

- ・クレジットカード情報を安易に入力しない
- ・ID、PASSは使いまわさない

(編集・発行)青森県消費生活センター

〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階

おかしいな、困ったなと思ったら
消費者ホットライン(局番なし) 188へすぐ相談!

(お近くの消費生活センターにつながります)

公式LINE登録してね

友達登録方法

- 右のQRコードを読み込む
- または
- LINEの「友だち追加」から「@638mbqrj」をID検索する



マスコットキャラクター
テルミちゃん
(Tel. Me)